

鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱 (案)

(平成11年2月22日鈴鹿市告示第22号)

最終改正 令和〇年〇月〇日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の工事又は製造その他についての請負について指名競争入札又は条件付一般競争入札（以下「競争入札」という。）に付する場合において、工事の適正な履行及び競争性の向上を図るため、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定による最低制限価格の設定及び規則第14条の2の規定による落札者の決定について、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の設定)

第2条 市長は、予定価格が1億円未満の競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとするときは、当該契約の予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で、別表第1の左欄に掲げる工事区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）の合計額（その額に1万円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を最低制限価格として設定することができる。ただし、その合計額が予定価格の額の10分の9.2を超えるときにあっては予定価格の額に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を、予定価格の額の10分の7.5に満たないときにあっては予定価格の額に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときはこれを切り上げた額）を最低制限価格とする。

2 市長は、競争入札の場合で土木建築に関する工事の測量及び設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務についての請負の契約を締結しようとするときは、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で、別表第2の左欄に掲げる業務区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）の合計額（その額に1万円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を最低制限価格として設定することができる。ただし、その合計額が、予定価格の額の10分の9.2を超えるときにあっては10分の9.2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）を、予定価格の額の10分の7.5に満たないときにあっては予定価格の額に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときはこれを切り上げた額）を最低制限価格とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で適宜最低制限価格を設定することができる。

(低入札価格調査基準の設定等)

第3条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき」の基準として、低入札価格調査基準（以下「調査基準価格」という。）を設定するものとする。

2 調査基準価格の設定は、予定価格が1億円以上の工事又は製造及び1億円未満の工事又は製造で制度の適用が必要と認められる工事とする。

3 調査基準価格は、前条に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とする。

(失格基準価格の設定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定により調査基準価格を設定したときは、予定価格の額に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときはこれを切り上げた額）を失格基準価格として設定するものとする。

2 失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、落札者とししない。この場合においては、第8条第1項の調査は行わないものとする。

（予定価格調書への記入）

第5条 調査基準価格及び失格基準価格を設定したときは、規則第8条第1項の予定価格調書の最低制限価格に代えて調査基準価格及び失格基準価格を記入するものとする。

（入札参加資格者への周知）

第6条 市長は、調査基準価格及び失格基準価格を設定したときは、次に掲げる事項を事前に入札参加資格者へ周知するものとする。

（1） 調査基準価格及び失格基準価格を設定していること。

（2） 調査基準価格を下回る価格であって失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者（以下「低入札者」という。）が落札候補者となったときは、落札者の決定を保留し、改めて落札者を決定すること。

（3） 落札候補者となった低入札者は、第8条第1項に規定する調査に協力しなければならないこと。

（4） 調査基準価格を下回る額で契約する場合は、第11条各号に掲げる条件を付すること。

（工事費内訳書の確認）

第7条 低入札者が落札候補者となった場合において、工事費内訳書に別表第3の左欄に掲げる工事区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）に満たない額があるときは、当該落札候補者は、落札者とししない。この場合において、当該落札者とししないこととした者に対しては、次条第1項の調査は行わないものとする。

（調査の実施）

第8条 市長は、低入札者が落札候補者となったときは、落札者の決定を保留し、当該落札候補者に対し、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、落札候補者からの事情聴取及び関係機関への照会等の方法により行うものとする。ただし、市長が特に必要がないと認めた場合は、その一部を省略することができる。

（1） 当該価格により入札した理由

（2） 入札金額の積算内訳

（3） 手持工事の状況

（4） 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連

（5） 手持資材の状況

（6） 資材購入先及び購入先と入札者との関係

（7） 手持機械の状況

（8） 労務者の具体的供給見通し

（9） 過去に施工した公共工事名及び発注者

（10） 建設副産物の搬出地

（11） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（調査結果の報告及び審査）

第9条 市長は、低入札価格調査の結果を低入札価格調査報告書（第1号様式）により、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）別表第1項に定める鈴鹿市請負工事等執行部会（以下「執行部会」という。）へ報告し、審査を受けるものとする。

2 執行部会は、前項の審査の結果を、低入札価格審査結果通知書（第2号様式）により市長に通知するものとする。

（落札者の決定）

第10条 市長は、前条第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行がされるとの通知を受けた場合にあっては、落札候補者を落札者として決定し、規則第15条の規定により速やかに当該落札候補者に通知するとともに、他の入札者全員に対し落札者決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。ただし、規則第6条第2項第7号に規定する電子入札システムを使用して行った入札（以下「電子入札」という。）にあっては、通知に関して別に定める。

2 市長は、前条第2項の規定により、当該契約の内容に適合した履行がされないとの通知を受けた場合にあっては、落札候補者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、前2条の規定を適用する。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、次順位者に対し落札決定通知書により通知するとともに、他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。ただし、電子入札にあっては、通知に関して別に定める。

（契約の条件）

第11条 市長は、調査基準価格に満たない額で契約する場合は、次に掲げる条件を付するものとする。

（1） 契約保証金は、契約金額の10分の3以上の額とすること。

（2） 中間前払金は、支払わないものとする。

（3） 次条に規定する専任の担当技術者を配置すること。

（4） 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者（以下「主任技術者等」という。）並びに現場代理人の配置に関し、次に掲げる条件を付すること。ただし、工場製作を含む工事であって、工事製作期間と現地施工期間で異なる主任技術者等を配置する場合は、現地施工期間に配置する主任技術者等及び現場代理人に適用するものとする。

ア 主任技術者等は、契約金額に関わらず専任で配置すること。

イ 主任技術者等及び現場代理人の兼務は、認めないこと。

（専任の担当技術者）

第12条 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、主任技術者等のほかに、低入札価格調査の資料提出時に次に掲げる事項を満たす専任の担当技術者を定め、契約時に配置するものとする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。

（1） 低入札価格調査の資料提出時において、入札参加要件として主任技術者等に求める資格及び施工実績を有していること。（共同企業体にあっては、代表者の主任技術者等に求める入札参加要件を満たしていること。）

（2） 低入札価格調査の資料提出時において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

（3） 当該競争入札において市長が指定する日に配置できる状況にあること。

2 共同企業体にあっては、前項に規定する専任の担当技術者の所属は、代表者又は構成員の別を問わないものとする。

3 第1項に規定する専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認めないものとする。

4 市長は、第1項に規定する専任の担当技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職その他やむを得ない場合に限り、低入札価格調査の資料提出後における変更を認めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事又は製造その他についての請負について適用し、同日前に入札の公告又は指名通知を行った工事又は製造その他についての請負については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

工事区分	額				
一般土木工事	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9.7を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7.5を乗じて得た額	
建築工事等（建築工事に付随する設備工事及び解体工事を含む。）	直接工事費の額に10分の8.73を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9.7を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額及び現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7.5を乗じて得た額	
鋼橋製作工及び架設工	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	間接労務費の額及び共通仮設費の額の合計額に10分の9.7を乗じて得た額	工場管理費の額及び現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7.5を乗じて得た額	
機械設備製作工及び据付工（下水機械設備工事を除く。）	直接製作費の額及び直接工事費の額の合計額に10分の9.7を乗じて得た額	間接労務費の額及び共通仮設費の額の合計額に10分の9.7を乗じて得た額	工場管理費の額、設計技術費の額、現場管理費の額及び据付間接費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7.5を乗じて得た額	
電気設備工事及び通信設備工事（下水電気及び下水通信の設備工事を除く。）	機器単体費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9.7を乗じて得た額	現場管理費の額及び機器間接費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7.5を乗じて得た額
下水機械設備工事並びに下水電気及び下水通信の設備工事	機器費の額に10分の9.2を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9.7を乗じて得た額	設計技術費の額、現場管理費の額及び据付間接費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の7.5を乗じて得た額

備考

- 1 共通仮設費は、共通仮設費率分及び積み上げ分の合計額とする。
- 2 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費に含むものとする。
- 3 電気設備工事及び通信設備工事（下水電気及び下水通信の設備工事を除く。）において、土地改良工事積算基準等の積算体系を用いているものについては、「機器単体費」とあるのは「機器費」と、「機器間接費」とあるのは「技術者間接費」と読み替えるものとする。
- 4 下水機械設備工事並びに下水電気及び下水通信の設備工事において、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費及び仮設費は、直接工事費に含むものとする。
- 5 スクラップ評価額は直接工事費に含むものとする。

別表第2（第2条関係）

業務区分	額		
測量業務	直接測量費の額	間接測量費の額及び一般管理費等の額の合計額に10分の6を乗じて得た額	
積算に技術経費の項目を計上しない設計業務、用地調査業務（権利調査を含む。）及び工損調査業務	直接原価の額	その他原価の額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
積算に技術経費の項目を計上する設計業務、用地調査業務（権利調査を含む。）及び工損調査業務	直接業務費（建築関係業務においては、特別経費の額を含む。）の額	業務管理費の額及び一般管理費等の額の合計額に10分の6を乗じて得た額	技術経費の額
地質調査業務	直接調査費の額及び間接調査費の額の合計額	業務管理費の額及び一般管理費等の額の合計額に10分の5を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

備考 複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系ごとに端数処理を行った額の合計額を最低制限価格とする。なお、本表中の「設計業務、用地調査業務（権利調査を含む。）及び工損調査業務」は同一諸経費体系とみなす。

別表第3（第7条関係）

工事区分	額				
一般土木工事	直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
建築工事	直接工事費の額に10分の9.35を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
電気設備工事、通信設備工事及び機械設備工事	機器単体費の額及び機器費の額に10分の8.75を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額及び機器間接費の額の合計額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
その他の工事	直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	

備考

- 1 共通仮設費は、共通仮設費率分及び積み上げ分の合計額とする。
- 2 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費に含むものとする。
- 3 電気設備工事、通信設備工事及び機械設備工事において、土地改良工事積算基準等の積算体系を用いているものについては、「機器単体費」とあるのは「機器費」と、「機器間接費」とあるのは「技術者間接費」と読み替えるものとする。
- 4 下水機械設備工事並びに下水電気及び下水通信の設備工事において、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費及び仮設費は、直接工事費に含むものとする。
- 5 スクラップ評価額は、直接工事費に含むものとする。

第1号様式（第9条関係）

低入札価格調査報告書

年 月 日

（宛先）鈴鹿市請負工事等執行部会長

鈴鹿市長

年 月 日に入札を実施した下記工事について、調査基準価格を下回る入札が行われましたので、下記のとおり適合した履行がされるか否かの調査を行いましたので、その適否について審査してください。

記

工 事 名		工事番号
工 事 場 所		
工 事 概 要		
入 札 執 行 日		年 月 日（ ）
落 札 候 補 者		
入 札 価 格		円（調査基準価格 円）
調 査 項 目		
工 事 担 当 課 長 の 意 見		添付資料：入札調書

第 2 号様式（第 9 条関係）

低入札価格審査結果通知書

（宛先）鈴鹿市長

鈴鹿市請負工事等
執行部会長

年 月 日 下記工事について審査した結果、適合した履行がされると認められる。
（されない）

記

工 事 名		工事番号
工 事 場 所		
工 事 概 要		
入 札 執 行 日	年 月 日（ ）	
落 札 候 補 者		
入 札 価 格	円（調査基準価格 円）	
理 由		

第3号様式(第10号様式)

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

落札者決定通知書

年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、_____を落札者と決定しました。

記

- 1 工事番号 年度 () 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 鈴鹿市
- 4 落札業者名
- 5 落札価格 金 円